

議会の採決時には「賛否の理由」を明らかにすることを求める請願書

2017年6月9日

明石市議会

議長 三好 宏 様

請願者 政策提言市民団体 市民自治あかし

請願の趣旨

明石市議会は、議会基本条例で「議会の公正性・透明性を確保し、市民参加を推進する開かれた議会をめざすとともに、議会が担うべき役割と責任を十分に果たす」(前文)ことを謳い、「議会活動の公正性および透明性を確保する」「議決責任を深く認識し、議会の議決について、市民に対する説明責任を果たす」(第2条)という原則に基づいて活動しなければならないと規定しています。

また、第4条では「議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない」と定めています。さらに、第12条では委員会は「議案等の審査に当たっては十分に議論を尽くすものとする」と明記しています。

しかし、現実の議会運営においては、委員会審査で十分な審議や疑問点の解明に至らないまま、委員や会派の意見を一方的に述べるにとどまり、採決に至る場合が見られます。さらに、賛否が割れる議案の場合にも「なぜ賛成か」「なぜ反対か」の理由が明確にされないまま、十分に議論が尽くされずに採決を急ぐ場面も見られます。

こうした審議は、傍聴している市民の目から見れば、議案への賛否の理由が明確にされないまま、多数決での決定を優先するとしか映りません。さらに、本会議で付託議案についての委員会報告が行われる際にも、採決の結果だけが報告されるケースが大半で、どのような審議をして、どのような理由から賛否が割れ、「どのように合意形成への議論が尽くされたのか」がほとんど報告されません。これでは、傍聴する市民はもちろん、当該委員会に属していない議員には付託案件がどのように審議されたのか、また委員会採決結果についての賛否の理由を垣間見ることもできません。

加えて、本会議の採決にあたって質疑、討論が省略されることが多く、賛否が分かれていてもその理由が明確にならないまま、多数決で決せられることが少なくありません。

こうした現実には、冒頭に述べた議会基本条例に定める「説明責任」が果されていないこととなります。

こうした状況を改善し「市民に対する説明責任」を果たすために、議会で採決する際には議会基本条例に定めた行動原則を遵守して下さい。

請願の項目

1. 委員会付託議案についての本会議における「委員会報告」に際しては、とくに委員会採決時に賛否の意見が分かれた議案については、討議内容と賛否の意見についての各理由を分かりやすく報告するように努めてください。
2. 本会議の議案採決に際しては、とくに賛否が分かれる議案については、議員または会派単位であっても「その賛成または反対の理由を明確にする討論」を行うようにしてください。

以上